

求人事業主と求職者の間で募集・採用にあたってのトラブルが増えています。

求職者の声

◆「面接に行ったら休日や就業時間など、求人票に記載の労働条件と異なる説明を受けました。」

→求人票に記載した条件を順守するようお願いします。

◆「求人票記載の採否決定までの日数を過ぎても、面接を受けた事業所から採否の連絡が来ません。」

→求人申込書の「選考結果通知」欄に記載した日数は順守してください。

◆「事業主から、不採用の理由として性別や年齢を告げられました。これは法律違反ではないでしょうか。」

→労働者の募集・採用については、性別や年齢にかかわらず均等な機会を与える必要があります。
求職者の能力・適性に基づく選考をお願いします。(男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法)

◆「不採用になったら、履歴書や職務経歴書は重要な個人情報なので返却してほしいと思います。どのように扱われているか不安です。」

→不採用については選考終了後速やかに応募書類を返却するようお願いします。

(返却できない場合は、責任を持って廃棄するようお願いします。)

◆「採用の連絡を受けましたが、具体的な労働条件の説明がありません。」

→賃金、労働時間その他の労働条件を書面などで明示しなければなりません。(労働基準法 15 条)